

西三河都市計画道路の変更(愛知県決定)

1. 都市計画道路中3・5・53号西尾新川港線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・53	西尾新川港線	碧南市 明石町	西尾市 花ノ木町 3丁目	碧南市 荒子町 5丁目	約8,050m	地表式	2車線	15m	名鉄三河線と立体交差 幹線街路衣浦豊田線と立体交差 幹線街路と平面交差11箇所	
	3・4・101	米津碧南線	碧南市 鷺塚町 1丁目	碧南市 港南町 2丁目	碧南市 平七町 3丁目	約6,930m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差8箇所	

2. 都市計画道路中3・5・570号下屋敷線を3・5・89号半城土広小路線に路線統合し、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・89	半城土広小路線	刈谷市 御幸町 2丁目	刈谷市 高須町 1丁目	刈谷市 半城土町 大湫	約2,630m	地表式	2車線	12m	名鉄三河線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画決定当時から社会情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、3・4・501 号神有線を廃止する。(碧南市決定)

上述の変更に伴い、3・5・53 号西尾新川港線及び3・4・101 号米津碧南線の構造を変更するものである。

3・5・87 号中町線において、名鉄刈谷市駅周辺の一体的なまちづくりの推進及び駅前広場の利便性・安全性を向上させるため、終点位置、一部区間の区域及び駅前広場の面積を変更し、3・5・573 号中町線に名称を改める。(刈谷市決定)

上述の変更に伴い、3・5・570 号下屋敷線を3・5・89 号半城土広小路線に路線統合し、3・5・89 号半城土広小路線の起点位置及び一部区間の区域を変更するものである。